

重要

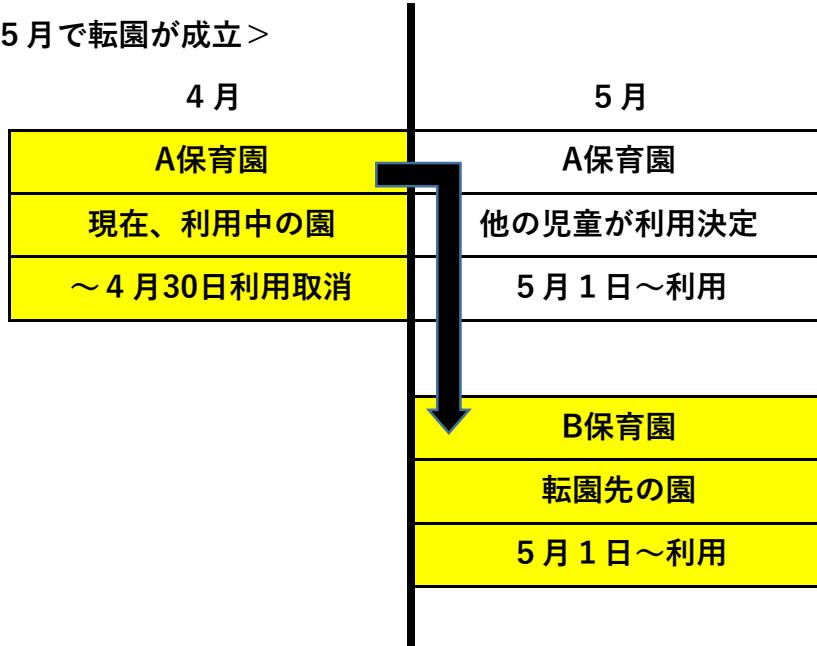
転園申請された方へ

転園申請の留意点です。必ずお読みください。

転園申請について

- 転園が成立した場合、現在ご利用中の園は、翌月から利用できません。

<例 5月で転園が成立>



- 転園の希望がなくなった場合は、早急に「利用申請取下書」を提出ください。

取下期限

5～3月申請：取下を希望する月の前月10日（土日祝日にあたる場合は前日）

4月一次申請：令和7年12月26日（金）

4月二次申請：令和8年2月20日（金）

「利用申請取下書」は横浜市ホームページからダウンロードできます

保育園取下 横浜市

検索

